

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

令和 7 年 6 月 30 日現在

- ① 派遣労働者の数 1 名
- ② 派遣先の数 1 か所
- ③ マージン率 30.9% 計算式 $(A \cdot B) \div A$

派遣料金の平均額 (A) = 32,578 円 (8 時間相当)

派遣労働者の賃金平均額 (B) = 22,489 円 (8 時間相当)

④ 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	負担
新入社員研修 ビジネスマナー コンピュータ基礎 情報セキュリティ	新規派遣労働者	派遣元	OFF-JT	無
技術者研修 ネットワーク セキュリティ サーバ	派遣労働者	派遣元	OFF-JT OJT	無

⑤ その他業務に関し参考となる事項

社会保険・雇用保険・有給休暇・産前産後休業・育児・介護休業・健康診断

⑥ 派遣労働者の待遇決定に係る労働協定を締結しているか否か

労働協定を締結している

有効期限 令和 8 年 3 月 20 日

協定労働者の範囲 テクニカルサポート業務に従事する従業員

許可番号 派 19-300210

事業所名 株式会社システムインナカゴミ

所在地 山梨県中央市山之神流通団地 1-8-2